

# 平成25年度 予算執行状況

平成25年度上半期(4月～9月)  
[平成25年9月30日現在]

## ◆松原市の一般会計予算

平成25年度の一般会計当初予算は歳入歳出それぞれ419億2,000万円の規模で編成。その後、新たに発生した行政需要に対応するため3回の補正を行い、歳入歳出それぞれ2億5,610万5千円を追加し、421億7,610万5千円となっています。

## ◆「限りない挑戦」に向けた予算編成

今年度は第4次総合計画で掲げる将来都市像「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、各施策を力強く推進するための予算編成を行いました。

### ①「安心して住み続けることができるまちづくり」

→WHO(世界保健機関)の推奨する「セーフコミュニティ」の認証を大阪府で初めて取得し、世界に誇ることで安心・安全のまちづくりを推進。

### ②「市民誰もが健やかに暮らせる和らぎのまちづくり」

→妊娠中の母体や胎児の健康を守り、安心して出産を迎えるため、妊婦健康診査の助成額を拡充。  
→子育て世代が住み続けたいまちの形成を目指し、乳幼児医療費助成事業で、入通院時の助成要件である所得制限をなくし、安心して子育てできる環境づくりを図る。

### ③「未来を拓く自立心を育む人づくり」

→子どもたちが安心して、安全に保育所生活を送ること

ができるよう、民間保育園の老朽施設への改築助成を実施。また、多様な就労形態および保育ニーズに対応するため特定保育や一時保育事業を拡充。

### ④「利便なまち、元気で活力あふれるまちづくり」

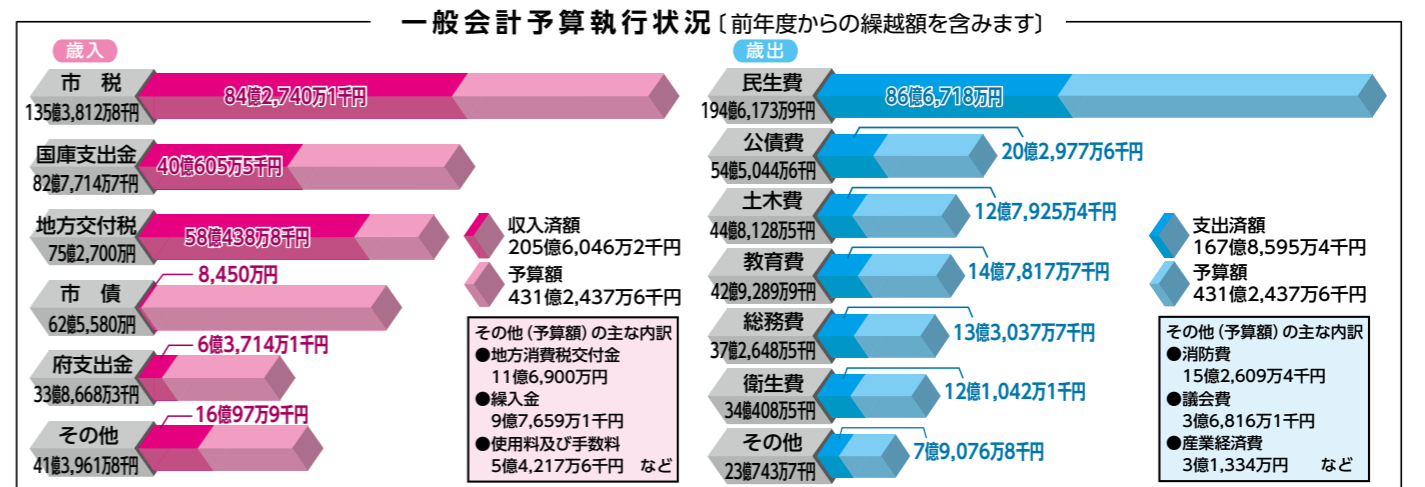
→豊かな市民生活の実現に向け「松原市産業振興ビジョン」に基づき、総合的に産業施策を推進。積極的な企業誘致や企業支援により、地域経済と雇用を支える産業の振興を図る。

### ⑤「市民と行政の協働によるまちづくり」

→地域の潜在能力によりまちづくりを盛り上げるため、市民活動サポートサロンを運営し、NPO法人の認証相談やネットワーク・コーディネーター、市民公益活動を推進。

## ◆平成25年度の主な事業

- ▶セーフコミュニティ推進事業 ▶消防署西分署建設事業
- ▶母子健康診査事業 ▶乳幼児医療費助成事業
- ▶私立保育所施設整備事業 ▶四つ葉幼稚園建設事業
- ▶企業立地促進事業 ▶市民参画まちづくり支援事業
- ▶市民活動サポートサロン運営事業



### 平成25年度市民の市税負担状況

区分	収入済額(千円)	市民1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
固定資産税	39億8,915万7	32,235	73,138
市民税	29億9,125万5	24,171	54,842
都市計画税	8億5,064万9	6,874	15,596
市たばこ税	4億7,847万1	3,866	8,772
軽自動車税	1億1,759万9	950	2,156
入湯税	27万	2	5
特別土地保有税	0	0	0
計	84億2,740万1	68,099	154,509

### 特別会計予算執行状況 [前年度からの繰越額を含みます]

会計区分	予算額(千円)	収入済額(千円)	支出済額(千円)
国民健康保険	204億8,800万	73億 733万9	103億6,446万1
下水道事業	71億9,878万	12億4,275万3	39億2,100万4
介護保険	89億 240万1	40億7,607万9	36億4,540万2
後期高齢者医療	13億2,738万9	4億6,531万6	4億1,269万7
財産区	14億9,853万8	14億8,103万1	4,033万9
計	394億1,510万8	145億7,251万8	183億8,390万3

(人口：123,753人 世帯数：54,543世帯(平成25年9月30日時点))  
 ※グラフ・表の各項目についての計数は表示単位未満を四捨五入したものです。したがってその内訳は合計と一致しない場合があります。

# 幼 四つ葉幼稚園園長募集

4月に四つ葉幼稚園(統合幼稚園)を新たに開園するにあたり、より魅力ある公立幼稚園づくりを進めるため、園長(副園長)を幅広く募集します。

- 職種 四つ葉幼稚園長
- 採用人員 1名程度
- 応募資格 昭和31年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた人で、かつ①から③までのいずれかに該当する人
  - ①民間企業、行政機関、研究教育機関などにおいて、管理職の経験またはこれと同等以上の経験を有する人
  - ②松原市の公立幼稚園において、現在、園長または主任である人
  - ③幼稚園(公立・私立)において、教諭の経験を有し、公立幼稚園教育に関する見識と情熱を有する人

- 雇用期間 4月1日から3年間
- 選考方法、選考日
  - ・一次選考：書類選考【指定したテーマについての論文】
  - ・二次選考：2月15日(土) 集団討論・個人面接・総合適性検査
- 試験場所 松原市役所会議室
- 申込み 受験申込書などに必要事項を記入し、教職員課へお申し込みください(郵送不可)。(申込書などは教職員課にて配布、もしくは市役所ホームページより取得できます)
- 受付期間 1月6日(月)～24日(金) (土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで) ※詳しくは募集要項をご覧ください。
- 問合せ 教職員課



# 組織の名称が変わります

松原市第4次総合計画の「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」の実現に向けさまざまな政策課題に対応するため、平成26年4月1日から市の組織機構が変わります(詳細については後日広報まつばらでお知らせします)。

## 機構改革の主な内容(部の再編)

- ①市長公室の設置  
市長の政策をよりスピーディーかつ的確に情報発信するとともに、トップダウンに迅速に対応する組織機構とするものです。
- ②市民協働部の設置  
市民によるコミュニティ活動を支援し、それらの活動主体のネットワーク化を促すことが求められています。これらの「協働によるまちづくり」を推進していくため市民協働部を設置します。
- ③教育委員会の再編  
幼稚園・小中学校の学校教育について、次代を担う子どもたちの学力向上、豊かな心、健やかな体を育むための施策を重点的に進めます。また、生涯学習分野とスポーツ分野について、コミュニティの活動支援など、総合的なまちづくりの観点から市民協働部に編成します。
- ④財政部と総務部の統合  
財政部を廃止し、総務部と統合します。  
▶問合せ 市長政策室

## 部の再編【市長部局】

現行	改正後
総務部	市長公室
財政部	総務部
福祉部	福祉部
健康部	健康部
市民生活部	市民協働部
都市整備部	市民生活部
上下水道部	都市整備部
	上下水道部

- ニュース松原
- 情報ひろば
- 税
- 健康
- 消費生活福祉
- 年金保険
- 労働教育
- 上下水道
- 環境まちづくり
- 安全相談
- その他
- 子育て応援コーナー
- 各種相談
- 歴史ウォーク
- 素敵に生きよう
- 催し
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド

## 「松原市ごみ処理基本計画(素案)」

松原市ごみ処理基本計画は、本市が一般廃棄物を適正に処理するための施策事業の基本方針を示すもので、現在の計画は、平成8年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする20力年計画となっています。

今日の社会経済環境は、計画策定当時とは、大きく変化しており、また、本市の状況についても新たなごみの共同処理体制を構築するために大阪府、八尾市、松原市の3市において一部事務組合を設立することから、現行の松原市ごみ処理基本計画を見直す必要があります。

新たな松原市ごみ処理基本計画を策定するに当たり、これまでに松原市廃棄物減量等推進審議会において検討を重ね、平成26年度を初年度とし、平成35年度を最終目標年度とする「松原市ごみ処理基本計画(素案)」を作成しました。

新たな松原市ごみ処理基本計画をより充実したものとするため、この素案の内容に関して、市民の皆さんのご意見を募集します。

※詳細については、市ホームページ、市役所6階環境政策課および1階情報コーナーで公表します。

### 松原市ごみ処理基本計画(素案)の概要

- 第1章 総論**  
1.計画改訂の趣旨 2.計画の位置付け 3.目標年度  
4.計画の構成
- 第2章 ごみの排出及び処理の現状について**  
1.社会的状況の変化 2.ごみ排出量と資源化量の推移、ごみ処理の流れ 3.大阪府内における排出量、資源化量、分別や有料化の状況 4.ごみ処理に係る経費 5.適正処理・資源化推進のための施設の整備状況 6.減量・美化推進の取組の実施状況 7.総合計画等における減量目標と本市のごみの現状 8.本市のごみに関する課題
- 第3章 計画の基本理念と基本方向**  
1.基本理念 2.基本方向 3.ごみ処理の数値目標
- 第4章 基本方向別の基本施策**  
1.三者協働による循環型社会形成の基盤づくり  
2.市民、事業者による3Rのさらなる促進  
3.適正かつ効率的なごみ処理と市民生活を重視したシステムの推進
- 第5章 計画推進のために取り組む施策**  
1.市民・事業者・行政のごみに関する情報の収集と提供 2.計画の進捗状況の把握と評価 3.大阪府及び八尾市との連絡・調整の強化 4.費用対効果の最適化 5.廃棄物処理に関する総合的な災害対策の充実
- 第6章 重点プロジェクト**  
1.粗大ごみ・不燃ごみの電話申込制の実施 2.一般ごみ有料化の導入の検討 3.小型家電の分別収集や拠点回収などによる資源化の促進 4.市民への意識啓発の充実と資源化の促進 5.事業者への指導の強化と小規模事業者に向けた資源化の仕組みの提供

- ◆意見を提出できる人**  
①市内に住所を有する人  
②市内の事務所または事業所に勤務する人  
③市内の学校に在学する人  
④市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体  
⑤その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの
- ◆提出期間**  
1月6日(月)～2月5日(水)
- ◆提出方法**  
住所、氏名、ご意見などを記入の上、環境政策課(土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分までの間)に持参または、郵便、FAX、Eメールでお寄せください。※提出された氏名などの個人情報は、公開されません。
- ◆問合せ・送付先**  
〒580-8501 松原市役所市民生活環境政策課宛  
☎337-3005  
Eメール(kankyoseisaku@city.matsubara.osaka.jp)

## 「第2次健康まつばら21(健康増進計画・食育推進計画)」

市では市民、地域、関係団体と連携、協働した健康づくりの推進を目指し、平成17年3月に「健康まつばら21」を策定し、健康増進に取り組んでまいりました。平成26年3月末の計画期間終了に伴い、社会状況の変化や地域特性からみられる新たな健康課題などに対応し、松原市のさらなる健康づくりを推進するための新たな健康増進計画として「第2次健康まつばら21(健康増進計画・食育推進計画)」を策定します。

この計画は、市民一人ひとりが健康についての正しい知識をもち、人生の各ライフステージにおいて、主体的に健康づくりに取り組むことを支援することによって、生活の質を高め、健康寿命の延伸の実現を目指すもので、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康」「歯の健康」「たばこ」「アルコール」「健康管理」の7つの分野で健康づくりの取り組みを展開していきます。「第2次健康まつばら21(健康増進計画・食育推進計画)」の策定にあたり、この内容に関して、市民の皆さんのご意見を募集します。

※詳細については、市ホームページ、市役所2階地域保健課および1階情報コーナーで公表します。

### 第2次健康まつばら21(健康増進計画・食育推進計画)の概要

- 第1章 計画の経緯**  
1.計画策定の背景  
2.計画の位置づけおよび期間
- 第2章 松原市の現状と健康状態**  
1.地理・気候 2.歴史 3.人口構成と推移 4.経済状況 5.平均寿命と健康寿命 6.出生・死亡の状況 7.児童・生徒の健康状況 8.高齢者の状況 9.健康診査(検診)受診状況 10.国保レセプトからみた疾病構造、受療状況 11.アンケートからみた市民健康状態
- 第3章 「健康まつばら21」の最終評価および課題と方向性**  
1.「健康まつばら21」の最終評価方法について 2.「健康まつばら21」の最終評価 3.市民アンケート結果・統計資料からみられる課題のまとめ
- 第4章 計画の基本的な考え方**  
1.基本理念  
2.計画の展開
- 第5章 健康づくりの目標と取組み**  
1.栄養・食生活 2.運動・身体活動  
3.休養・こころの健康 4.歯の健康  
5.たばこ 6.アルコール 7.健康管理
- 第6章 計画の推進**  
1.計画の推進体制 2.計画の進行管理

- ◆意見を提出できる人**  
①市内に住所を有する人  
②市内の事務所または事業所に勤務する人  
③市内の学校に在学する人  
④市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体  
⑤その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの
- ◆提出期間**  
1月7日(火)～2月6日(水)
- ◆提出方法**  
住所、氏名を記入の上、地域保健課(土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分までの間)に持参または、郵便、FAX、Eメールでお寄せください。※提出された氏名などの個人情報については、適正に管理します。提出されたご意見については、公表しますが、住所・氏名などの個人情報については公表することはありません。また、提出されたご意見に対する市の考えを後日公表しますが、直接、個別には回答しませんのでご了承ください。
- ◆問合せ・送付先**  
〒580-8501 松原市役所健康部地域保健課宛  
☎337-30052  
Eメール(chikihoken@city.matsubara.osaka.jp)

あなたの「ご意見・ご提案を」  
お聞かせください



3月2日(日)

# 大和川クリーン作戦にご参加ください

## 大和川を清流にしよう!

大阪を代表する河川である大和川の美しい環境と清流を取り戻すために府内最大の一斉清掃を行います。皆さんの参加をお待ちしています。

大和川・石川の水质改善を図るとともに河川の美化や愛護の意識を高めていただくことを目的として府内の流域10市町村で一斉清掃を行います。

今年は松原市がメイン会場です  
 多くの参加で盛り上げましょう

- 内容 開会式、河川敷の清掃作業
- とき 3月2日(日) 午前9時30分～11時頃
- ところ 大和川西青少年運動広場(大和川左岸・天美北4丁目)
- 配布物 軍手、ごみ袋
- 問合せ 上下水道建設室、上下水道管理課、環境予防課、大阪府河川環境課(☎06-6941-0351[府庁代表])



### 松原市民体育館ほか4施設の指定管理者の指定について

市では、松原市民体育館他4施設の管理運営について、民間事業者が持つ技術力や人材、経営手法などのノウハウを幅広く活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入します。

指定管理者の選定は、外部の有識者などを含む「公の施設の指定管理者候補者選定委員会」において、事業計画などの審査を行い候補者を選定し、指定管理者として指定しましたので、お知らせします。

今後は、これまで以上に市民のみなさんに愛される施設にしたいと考えています。

問合せ ①②は市民スポーツ課、③は青少年課

### 2月は生活排水対策推進月間

洗剤 お風呂 洗い物 ちょっとの工夫できれいな川に  
 川などの水の汚れの原因の約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯など日常生活から出る「生活排水」です。この生活排水の影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなります。大阪府では2月を「生活排水対策推進月間」とし、ご家庭からの生活排水をできるだけ汚さずに流すための工夫を呼びかけています。

#### みんなで水澄まし術

- ◆食器や鍋の汚れは、紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- ◆味噌汁、スープ、飲み物などは必要な分だけつくり、残り物を流さないようにしましょう。
- ◆油は使い切る工夫をし、捨てる場合は流しに流さずに古新聞紙に吸い込ませたり、固化するなどしましょう。
- ◆石けん、洗剤、シャンプーなどは適量を使いましょう!



●問合せ 上下水道建設室、上下水道管理課、環境予防課、大阪府事業所指導課(☎06-6210-9585)

【大阪府生活排水対策に関するホームページはこちら】  
<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/sei-hai/>

## 平成26年1月1日施行 松原市きれいなまちづくり条例の一部を改正する条例 ポイ捨てや犬のふんの放置はやめましょう

市では、平成26年1月1日から、松原市きれいなまちづくり条例の一部を改正する条例を施行します。

この条例の施行により、公共の場所における空き缶や吸い殻などのポイ捨て、犬のふんの放置の迷惑行為に対して、指導、勧告などの所定の手続きを経た上で過料が科せられるようになります。

具体的には、ポイ捨ておよび犬のふんの放置を行った人に対して違反点数を付すこととし、その累積点数に応じて指導、勧告、命令という手順で改善を促します。

主に公共の場所を管理する市の職員が、ポイ捨てや犬のふんの放置を行った人を発見することによって、これらの行政指導などを書面により行うこととなります。

そして、命令にも従っていただけない人には、過料が科せられることとなります。  
 ※過料が科せられる前には弁明の機会の付与手続きが行われます。

Q 指導の対象となる場所は?

A 指導の対象となる場所については、国、府、市町村が管理している公共の場所(私道は除く)で、道路や公園などの市民などが自由に通行できる場所です。  
 ※私道であっても、市民などが自由に通行できるのであれば、指導の対象となる公共の場所になります。

Q 指導などは誰が行うの?

A 例えば、道路については道路課に所属する職員が中心に、公園については公園緑地課に所属する職員が中心に指導などを行うこととなります。  
 ※原則、公共の場所の管理者が指導などを行うこととなります。

Q 違反点数を付す行為および違反点数は?

A ●公共の場所における空き缶などや吸い殻などのポイ捨て行為  
 ↓2点(初回のみ1点)  
 ●公共の場所における犬のふんの放置行為  
 ↓2点(初回のみ1点)

### 松原市きれいなまちづくり条例の一部を改正する条例のイメージ図



- 松原市内全域
- 条例第11条  
 ・空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない  
 ・犬のふんの放置をしてはならない

### 公共の場所(道路・公園など)では

- 条例第12条～14条、第33条  
 ・空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない(指導等の対象)  
 ・犬のふんの放置をしてはならない(指導等の対象)  
 ・上記の禁止行為を行った者に対して、指導等の所定の手続きを経た上で、50,000円以下の過料が科せられるようになります

●空き缶や吸い殻などや犬のふんの回収の指導、勧告または命令に従わない行為↓1点  
 Q 累積点数に応じてどのような行政指導などを行うの?

- A ●累積点数が4点未満↓指導  
 ●累積点数が4点以上↓勧告  
 ●累積点数が6点以上↓命令  
 ●命令に違反した場合↓過料

マナーを守って、住みよい環境にするためご協力をお願いします。  
 ◇ごみは、必ず持ち帰るようにしましょう。  
 ◇携帯用灰皿を持ち歩くなどして、

▼市職員が啓発中



ポイ捨ては絶対にやめましょう。(たばこのポイ捨ては、火災の危険性もあります)。  
 ◇犬のふんは必ず持ち帰りましょう。  
 問合せ 環境政策課

# 人事行政の 運営等の状況について

平成17年度より「松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の制定により、広く市民の皆さんに人事行政の運営等の状況を知らせています。これはその中の一部を掲載するものです。

詳細については、ホームページに掲載します。

●問合せ 人事課

## ●職員の平均給料・給与月額 および平均年齢状況 (25.4.1現在)

一般行政職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
314,357円	423,704円	40歳9月

## ●職員手当の状況

期末・勤勉手当	24年度支給割合	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.6月分	1.35月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		
支給率	自己都合	定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額 (24年度実績) 21,622千円		

## ●人件費の状況 (24年度普通会計決算)

住民基本台帳 (25.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
123,991人	千円 39,556,906	千円 328,917	千円 7,299,134	18.5%

## ●職員給与費の状況 (25年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
813人	千円 2,943,749	千円 673,836	千円 1,146,785	千円 4,764,370	千円 5,860

## ●一般行政職の級別職員数の状況 (25.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職員数 (人)	33	86	26	78	80	56	17	16	392
構成比 (%)	8.4	22.0	6.6	19.9	20.4	14.3	4.3	4.1	100

◆交通機関等の利用者 最長6カ月の運賃	
◆交通用具利用者 (直線距離)	
1.0～1.5km未満	2,000円
1.5～2.5km未満	4,000円
2.5～4.0km未満	5,000円
4.0～8.0km未満	7,000円
8.0～12km未満	9,500円
12～16km未満	11,500円
16～20km未満	13,500円
20～24km未満	15,500円
24～28km未満	17,500円
28km以上	19,500円
◆借家・借間居住者	
・月額23,000円以下の家賃の者 家賃額 - 12,000円	
・月額23,000円を超える家賃の者 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円	
最高支給額	27,000円
◆持家	
・新築購入5年以内で世帯主	2,500円
◆配偶者	13,000円
◆扶養親族	6,500円
◆職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人	11,000円

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額 (特別職含む)。  
(注2) 地域手当、時間外勤務手当は、普通会計支給職員数。  
(注3) 部門別職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除く。  
(注4) 住居手当の持家にかかる支給は平成25年5月で終了。

## ●職員の初任給の状況 (25.4.1現在)

区分	決定初任給	採用2年経過後給料額
一般行政職	大学卒 185,800円 高校卒 155,700円	200,000円 172,200円

## ●特別職の報酬等の状況 (25.4.1現在)

区分	給料月額等	区分	23年度支給割合	
給料	市長 832,000円	市長 副市長	6月期	1.90月分
	副市長 739,500円		12月期	2.05月分
報酬	議長 760,000円	議長 副議長 議員	計	3.95月分
	副議長 670,000円		6月期	1.95月分
	議員 620,000円		12月期	2.2月分
		計	4.15月分	

## ●定員の状況

ア 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	職員数			対前年増減数		
	23年	24年	25年	23年	24年	25年
一般行政部門	516	485	499	△23	△31	14
特別行政部門	227	216	205	△10	△11	△11
公営企業等	82	74	72	△7	△8	△2
合計	825	775	776	△40	△50	1

イ 平成25年職員数の増減状況

部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
一般行政部門	14	0	14	人員配置見直し等による増員
特別行政部門	0	△11	△11	退職者不補充等による減員
公営企業等	0	△2	△2	退職者不補充等による減員

## 職員の分限および懲戒処分の状況

**分限処分**・・・公務能率の維持およびその適正な運営を確保する目的から一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分のことで降任、免職、休職、降給の4種類があります。

平成24年度に市が実施した分限処分	処分内容	人数	備考
	降任	0人	
	免職	0人	
	休職	5人	心身の故障
	降給	0人	

**懲戒処分**・・・公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の道義的責任の追及を目的として行われる不利益処分であり、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

平成24年度に市が実施した懲戒処分	処分内容	人数	備考
	戒告	1人	-
	減給	0人	-
	停職	2人	-
	免職	0人	-

## 職員の服務の状況

### ●服務規律

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。

また、市では職務に係る倫理の保持などに関し、職員として守るべき事項を条例や規則において定める事などにより、服務規律を遵守し、職務を遂行しています。

### ●公務員倫理の保持

市職員の職務に係る倫理を保持し、職務の執行の公正さに対する市民の皆さんの疑惑や不審を招くような行為の防止を図り、信頼される職員であるための指針として、平成15年4月に「松原市職員倫理条例」を施行しました。

この条例では主に職員が守るべき倫理原則を規定し、職員と利害関係者との間で禁止される行為、贈与などの報告などについて定めています。

下記は、この条例に定めた平成24年度の報告および許可申請件数とその許可件数です。

ア 贈与等報告書の提出 0件

イ 利害関係者と共に飲食する場合の許可

区分	申請件数	許可件数	区分	申請件数	許可件数
市長部局	12件	12件	消防本部	3件	3件
教育委員会	1件	1件	上下水道部	0件	0件
行政委員会等	0件	0件	合計	16件	16件



バス停留所の名称が変わりますので、お間違えのないようお願いいたします。なお、時刻表の変更はありません。

【名称変更】  
 ●南北ルート(天美・布忍方面)  
 『天美南給食センター北』のバス停留所名が『天美南4丁目』に変わります。

問合せ 政策法務課

2月3日より  
**バス停留所の名称を変更します**

市では、多くの市民の皆さんにご利用いただいています「ぐるりん号」に新型バスを導入します。

新しい「ぐるりん号」は、3台ともホワイト×ラベンダーのツートンカラー(現行の西ルートのバスと同じ色)にする。側面のイラストも一新し、行き先案内表示もデジタル(LED)表示に変更するなど、市民の皆さんに、より分かりやすく、ご乗車していただけるように変わります。

2月3日より  
**ぐるりん号が新型バスに変わります**

ぐるりん号  
 についての  
 お知らせ

▼新型バス 前面・側面



▼新型バス 側面



国道309号線市消防本部前歩道橋に横断幕を掲げPR

平成25年12月18日、松原市セーフコミュニティ推進協議会が開催されました。11月16日の認証取得後、初めて開かれた今回の会議では、今後1年間の推進協議会・外傷調査評価委員会・対策委員会の事業計画や方向性について協議が行われ、その内容について承認されました。また、セーフコミュニティをもっと市民の

皆さんに知っていただき、活動に参加いただくためにどうすればいいかについて話し合われました。

世界基準の安心・安全なまちづくりが新たに動き始めました。セーフコミュニティは、一人でも多くの市民の皆さんが情報を共有し、それぞれができることから取り組んでいただくことで効果が大きくなる活動です。市でも、周知啓発に努めていきますので、今後も引き続き、皆さんのご参加、ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 市民安全課

祝松原市セーフコミュニティ国際認証取得

イズミヤ松原店様のご厚意で平成25年12月10日のチラシに掲載いただきました。

第9回松原市セーフコミュニティ推進協議会開催  
 国際認証都市として新たなスタート



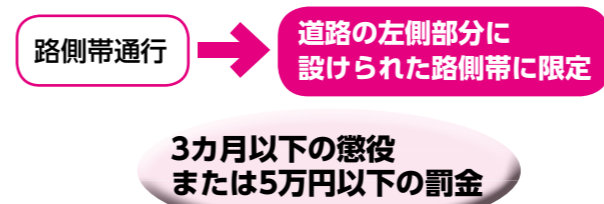
松原市は、安心・安全なまちづくりへの取り組みを市民の皆さんと一緒に進め、平成25年11月に大阪初となるセーフコミュニティ国際認証を取得しました。このセーフコミュニティという取り組みを、さらに詳しく知っていただくため、今月号から『SC(セーフコミュニティ)マンスリー』まつばら』を開始し、情報発信していきます。

問合せ 市民安全課

自転車の交通ルールが変わりました

①路側帯通行規定の整備

自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされました。



②ブレーキに不備のある自転車に対する警察官による検査・応急措置命令など

適正なブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。



セーフコミュニティ交通安全対策委員会では、救急搬送データなどの分析から、自転車に関係する交通事故が非常に多いため、重点課題として位置づけ、その予防に取り組んでいます。また、その原因も、警察統計やアンケート調査から交通ルールを守らないことで多く発生することがわかっています。

平成25年12月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の交通ルールも変更されています。変更点は次のとおりです。交通ルールを正しく守り、安全運転・事故予防に努めてください。

問合せ 市民安全課

年始のご案内

(ごみの収集・休日診療)

市役所の業務：年始は1月6日(月)から

※各図書館は5日(日)から

各施設の休館・休務期間中、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、間違いのないようご注意ください。なお、出生・死亡・婚姻などの戸籍の届け出は、年末年始の休みの間も、市役所西出入口宿直室で受け付けています。

●ごみの収集日程 問合せ 環境業務課

可燃ごみ	1月1日(祝)～1月3日(金)	休み
年始は1月4日(土)から平常どおり		
不燃物・粗大ごみ	1月4日(土)	平常どおり
	1月6日(月)	平常どおり
	1月7日(火)	平常どおり
	1月8日(水)	第1・第2水曜日の収集地区
	1月9日(木)	第1・第2木曜日の収集地区
	1月10日(金)	第1・第2金曜日の収集地区
年始は1月11日(土)から平常どおり		

●病气やけがをしたら 問合せ 地域保健課

内科・外科診療 午前10時～午後5時	
12月30日(月)	松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26 松原中央病院 ☎331-4161 阿保1丁目2-32
12月31日(火)	松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
1月1日(祝)	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3
1月2日(木)	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3
1月3日(金)	寺下病院 ☎333-1411 岡7丁目191-1

小児科診療 12月30日(月)～1月3日(金)

●松原市小児休日急病診療事業  
 受付 午前9時30分～午前11時30分  
 午後1時～午後4時  
 松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26

●南河内北部広域小児急病診療事業  
 受付 午後5時30分～午後9時30分  
 診療 午後6時～午後10時  
 羽曳野市立休日急病診療所(保健センター2階) ☎072-956-1000 羽曳野市誉田4丁目2-3

●救急安心大阪センターおおさか(医療機関案内・救急医療相談窓口)  
 「医師」「看護師」「相談員」が24時間・365日受付 ☎#7119(携帯電話・プッシュ回線固定電話のみ) ☎06-6582-7119(固定電話(IP・ダイヤル回線など))